

原動機付自転車（原付バイク）のオリジナルナンバープレートの交付を行っています

合併5周年を記念して、1月5日(月)から、原動機付自転車(50cc以下)のオリジナルナンバープレートを交付しています。

交付対象は、新規登録、譲渡による登録、転入による登録のほか、すでにナンバープレートとの交付を受けている方も、1回に限り、無料でオリジナルナンバープレートに交換できます。

交付枚数は限定1000枚です。ぜひご利用ください。登録手続きなど、詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。※ナンバーは受付順に交付します。希望ナンバーの指定はできません。※自賠責保険などの変更手続きが必要になることがあります。従来のナンバープレートとの交換を希望される方は、事前に入入している保険会社などに確認してください。

問合せ 市民税課諸税係(内線2687) / 各総合支所税務課(菖蒲・内線130 / 栗橋・内線221 / 鷺宮・内線144)



オリジナルナンバープレート

軽自動車税の減免申請は6月1日(月)まで

○身体もしくは精神に障がいがある方
身体もしくは精神に障がいがあり、一定の要件を満たす方が所有する軽自動車またはこのような方と生計を共にする家族の所有する軽自動車、当該身体障がい者等の通院・通学等のために使用する場合、軽自動車税が減免の対象となります。ただし、自動車税(県税)の減免を受けている方は対象となりません。

○障がい者輸送用改造車
その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車の場合、軽自動車税が減免の対象となります。

○納税通知書
①納税通知書 ②構造が身体障がい者等の利用に供するためのものであることを証明するもの(車検証の写し等) ③印鑑

【共通】

申請に必要なもの ①納税通知書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの手帳 ③運転免許証 ④印鑑 ⑤別居の場合は生計が同一であることが分かる書類(源泉徴収票等)

申請方法 減免申請書(市民税課または各総合支所税務課で配布。または市ホームページからもダウンロード可。)に、必要書類を添えて、期限までに申請してください。※前年度に減免を受けた方も手続きが必要となりますのでご注意ください。

○公益法人
公益のために直接専用するものと認められる軽自動車の場合、軽自動車税が減免の対象となります。

申請期限 6月1日(月)
申請窓口・問合せ 市民税課諸税係(内線2687) / 各総合支所税務課(菖蒲・内線130 / 栗橋・内線221 / 鷺宮・内線144)

原動機付自転車や二輪車等の軽自動車税の税率改正が1年延期されました

広報くき平成26年12月1日号で、軽自動車税の税率改正についてお知らせしましたが、地方税法等の改正により、原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車の税率改正を1年延期し、平成28年度から改正されることになりました。

平成27年度と28年度以降の原動機付自転車等の軽自動車税の税率は、以下の表のとおりです。

問合せ 市民税課諸税係(内線2687)

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車の税率表

車種区分(排気量等)		平成27年度の税率	平成28年度以降の税率
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超 250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円

